

【 桜 川 市 】

平成29年5月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成25年4月～

事業内容

高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許証の自主返納をした高齢者を対象に返納したことによる不便を軽減し、自主返納を促進することを目的として、桜川市高齢者運転免許自主返納支援事業を実施している。

免許を自主的に返納し、申請書及び取消通知書を提出した者には、桜川市デマンド型乗合タクシー回数券9,000円分、併せて運転経歴証明書の写しを提出した者には、運転免許経歴証明書交付手数料相当額1,000円を支援している。

支援の条件、対象者等

住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている満年齢70歳以上の者かつ運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない者を対象に支援を行っている。

問い合わせ先・ホームページURL

桜川市役所市民生活部生活環境課市民活動・交通安全G
☎0296-75-3111（代） E-mail：kankyo_s@city.sakuragawa.lg.jp

<http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page004032.html>